

# 未成年のワクチン接種についてのお願い

## 【厚生労働省 新型コロナワクチンについて】より

### Q 未成年の接種の場合、親の同意書は必要ですか。

未成年者であっても、16歳以上の方については、親の同意書は必要ありません。15歳以下の方の接種には、予診票に保護者の署名が必要になります。

未成年者であっても、16歳以上の方については、親の同意書は必要ありません。

12～15歳の接種においては、原則、保護者の同伴が必要となります。予診票に保護者の署名が必要となり、署名がなければワクチンの接種は受けられません。

なお、中学生以上の場合、接種医療機関（接種会場）が認める場合（※）には、保護者が説明書を読み、予診票に保護者が自ら署名することによって、保護者の同伴がなくてもワクチンを接種することができます。その場合、予診票の「電話番号」記載欄に、緊急連絡先（予診や接種の際に、必ず保護者と連絡のつく電話番号）の記載も必要となります。接種当日は記入済みの予診票を忘れずお持ちください。

（※）保護者の同伴が必要ない旨の案内をしている場合に限りです。案内をご覧になるか、予約時にご確認ください。

## 保護者の方へのお願い

- ① 当院では 15 歳以下で中学生の場合、  
予診票に保護者の署名と接種時の同伴を  
お願いしております。予診票を熟読した  
うえでご署名をお願いいたします。
- ② 高校生でも 15 歳の方は、保護者の署名  
が必要です。よろしくお願いいたします。